

筑紫野市緑化の推進等に関する条例

(令和5年9月29日条例第26号)

筑紫野市生垣推進等に関する条例(平成2年筑紫野市条例第14号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第2条の規定に基づき、本市の緑化の推進及び緑地の保全に必要な事項を定め、もって良好な都市環境を形成することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市民及び事業者が行う緑化の推進を図るための自主的活動の育成及び緑化の推進に関する意識の高揚に努めなければならない。

(市民の協力)

第3条 市民は、緑化の推進に自ら努めるとともに、これらに関する市の施策について協力しなければならない。

(事業者の協力)

第4条 事業者は、その事業活動の実施にあたって緑化の推進を図るよう必要な措置を講ずるとともに、これらに関する市の施策について協力しなければならない。

(公共施設の緑化)

第5条 市は、公園及び緑地の整備に努めるとともに、市が設置し、又は管理する公共施設について、植樹等による緑化を推進しなければならない。

2 前項の施設を利用するものは、植物等を保護するよう努めなければならない。

(開発行為における協議等)

第6条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可を受けなければならない開発行為及び筑紫野市開発行為等整備要綱(平成23年筑紫野市要綱第2号)第4条の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ当該区域内の緑化の推進及び緑地の保全について市と協議しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。